

諮問実施機関：和歌山県知事

諮問日：令和4年5月9日（諮問（情）第11号）

答申日：令和6年3月26日（答申（情）第17号）

答 申 書

第1 審議会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった別紙に記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った非開示決定及び部分開示決定において非開示とした部分（以下「本件非開示部分」という。）のうち、別表1から4に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、令和3年6月27日付けで別紙(1)のとおり本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、開示決定等期限延長を行った上で、審査請求人に対し、別紙(2)による非開示決定処分及び別紙(3)による部分開示決定処分（以下これらを「本件処分」という。）を行い、令和3年8月27日付け企画第06280001号で審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、令和3年10月6日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求の内容要旨

- 1 審査請求の趣旨
審査請求の趣旨は、本件非開示部分の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、反論書及び口頭意見陳述によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

(1) サンシティの提案書

ア 理由提示の欠缺

県の「法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため」とする処分理由は、条例第7条第4号アの末尾の表現が異なるだけで、単に根拠条文の提示に過ぎず、開示しない理由の提示がないといえる。東京都の公文書開示条例に関する平成4年12月10日最高裁第一小法廷判決を参照すると、「不開示決定通知書に付記すべき理由としては、開示請求者において、本件条例7条各号所定の不開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に不開示の根拠規定を示すだけでは、本件条例が要求する理由付記としては十分ではないといわなければならない」とされている。

イ 具体的な開示をしない理由の欠缺

最高裁平成6年2月8日判決は、「右文書を公開することによってその相手方等が了知される可能性があることについて、その判断を可能とする程度に具体的な事実を主張、立証しない限り、・・・公開しないことができる文書に該当するとはいえない。」と判断しているので、その判断を可能とする程度に具体的な理由はもとより開示しない理由が付記されていないので、公開しないことができる文書に該当するとはいえない。

(2) クレアベストの提案書

ア (1)のアと同じ

イ (1)のイと同じ

ウ 県は、カジノを含むIR事業に関する情報であって、将来、県が国に申請する区域整備計画に関する情報を含んでおり、公にすることにより、他の自治体との競争をする上で事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるという。しかし、国の区域認定は最大3ヵ所認定するとされているところ、令和3年8月22日にあった横浜市長選挙でカジノIR誘致に反対する山中竹春氏が当選し、「IRは絶対誘致しない」と語っていることにより、令和4年4月28日とされる国への区域整備計画の申請期限までに申請することを表明している自治体は3地域になり、他の自治体と競争する蓋然性が消失し、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがなくなった。

エ 県は、カジノを含むIR事業に関する情報であって、将来、県が国に申請する区域整備計画に関する情報を含んでおり、公にすることにより、素直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるという。しかし、県は区域整備計画案

を作成し、パブリックコメントに付すとしているし、設置区域の和歌山市の同意や和歌山県議会の議決を得なければならない上に、区域整備計画には公聴会その他住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないとされている（特定複合観光施設区域整備法第9条第7項、同8項、同9項）。よって、業者の提案内容やその提案に対する意見なども公にして、県民総意で区域整備計画を練り上げることが求められているというべきであるから、処分理由の適用は誤っている。

(3) 和歌山県特定複合観光施設設置運営事業辞退届

ア (1)のアと同じ

イ (1)のイと同じ

(4) 事業者提案審査会議事録

ア (1)のアと同じ

イ (1)のイと同じ

ウ (2)のウと同じ

エ (2)のエと同じ

(5) サンシティの予備調査

ア (1)のアと同じ

イ (1)のイと同じ

(6) クレアベストの予備調査結果

ア (1)のアと同じ

イ (1)のイと同じ

(7) その他（全体的な主張）

ア 法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれの「おそれ」については、法的保護に値する蓋然性が求められ、否定できないという「あるかも知れない」程度では、法的保護に値する蓋然性があるとはいえない。

イ 和歌山 I R に関する令和元年 7 月 11 日の和歌山県情報公開審査会の答申（諮問第 185 号）を踏まえれば、非開示とされた一部は開示されるべきであるといえるのに、本件処分はこの答申を踏まえていない。

第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が本件審査請求に対する弁明書並びに審議会における説明及び意見陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

(1) サンシティの提案書

ア 理由提示の欠缺

審査請求人は平成 4 年 12 月 10 日最高裁第一小法廷判決の一部を抜粋して引

用しており、判決全文は「非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、本条例七条四項の要求する理由付記としては十分でないといわなければならない。」とされており、下線部が省略されている。判決全体を俯瞰してみると、公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は、非開示の根拠規定を示すのみで、理由付記として不足はないものと考えられる。

イ 具体的な開示をしない理由の欠缺

審査請求人は最高裁平成6年2月8日判決の裁判要旨から引用しており、判決全体を俯瞰してみると、単に非開示の根拠規定を示すだけの処分理由では、具体的な事実との連結性がイメージできない公文書である場合に、別途その判断を可能とする程度に具体的な事実を主張、立証することを求められているに過ぎないのであって、非開示理由に加えて具体的な理由の付記を必ず求めるという趣旨ではない。

当該公文書の非開示理由は、条例第7条第4号アとほぼ同一の内容ではあるものの、サンシティの提案書を非開示と処分した事由を了知できる内容となっており理由の欠缺には当たらない。

加えて、より具体的に理由を示すと、提案書は、蓄積した経験や知見に基づき、また独自の創意工夫により作成されたものである。同業他社にとっては、国内のみならず海外におけるIR計画の作成においてもヒントとなり得るものであり、模倣によって独自のノウハウが流出することが考えられ、当該事業者の事業活動に支障を及ぼし、当該事業者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれは否定できないと考えられるため、審査請求人の主張は当たらない。

(2) クレアベストの提案書

ア (1)のアと同じ

イ (1)のイと同じ

ウ 定複合観光施設設置運営事業は本国初の取組で、提案書は、民間事業者がこれまで相当額に上る費用を投入し、企業努力により蓄積してきたIR事業に関連するノウハウや知見を集結して作成された、それ自体が知的財産・営業秘匿等というべきものである。これらの情報を他のIR事業の競争相手が知ることになった場合、当該競争相手はそのアイデアを模倣又は参考とし、さらに優位なものにすることが想定され、結果事業者のアイデアの新規性・独自性が失われるおそれがある。国際的なIR事業等大規模なプロポーザルにおける通常の慣行に照らしても、競争環境にあつて模倣される可能性がある段階においては、

具体的提案の内容を公にすることはあり得ない。実際、競争環境上不利になるとの考えから、競争関係にある大阪や長崎も提案書の内容をつまびらかに公表していない現状を考慮しても、審査請求人の主張は当たらない。

エ 区域整備計画の根幹となる提案内容やその提案に対する意見などが時期尚早な段階で開示されることによって、外部からの干渉、圧力等により関連事業者との率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれたり、未成熟な情報が確定的情報と誤解され県民の間に混乱を生じさせるおそれがあり、誤解に基づく問合せや内容に関する干渉などを関係機関が受けることにより、その後の検討段階における率直な意見の交換が不当に損なわれることや自由な発言を躊躇することも十分に想定されると判断し、非開示としている。本県においても今後、完成した区域整備計画案については、議案の上程までに公聴会・パブリックコメントを実施し、直接住民の意見を聞く機会を設けることを予定している。

なお、特定複合観光施設区域整備法第9条7項は、区域整備計画案について、県民の意見を反映させるための必要な措置を講じるよう申請自治体に求めており、同法第9条7項における必要な措置とは例示される公聴会等の直接意見を聞く機会の確保であり、検討段階の提案書や選定委員会での意見などの公表まで求めている。

オ 県が事業者選定時に公表した事業者提案の概要は、事業者選定に関して一定その内容を明らかにする必要があるため、事業者と協議し公表内容について合意の上、県が作成した資料であり、提案書とは全く別のものである。

カ 提案内容に係る様式は、審査料として1,000万円を納付した事業者にのみ守秘義務対象資料として開示しており、その中で様式の体裁や項目、上限ページ数を規定している。様式の体裁や項目、項目ごとのページ数などは、アドバイザー契約を締結するEY新日本有限責任監査法人など、幅広い分野からの専門的知見に基づく助言又は意見を参考に作成した和歌山県オリジナルの様式であり、様式（項目やページ数など）も開示できない。

(3) 和歌山県特定複合観光施設設置運営事業辞退届

ア (1)のアと同じ

イ (1)のイと同じ

ウ より具体的に理由を示すと、印影・サインは、事業活動を行う上での内部管理に属する情報であり、また、その偽造等の危険性を考慮すると、その印影を公開することにより、サンシティの事業運営を損ない、その正当な利益を害するおそれは否定できないため、審査請求人の主張は当たらない。

(4) 事業者提案審査会議事録

ア (1)のアと同じ

イ (1)のイと同じ

ウ (2)のウと同じ

エ (2)のエと同じ

(5) サンシティの予備調査

ア (1)のアと同じ

イ (1)のイと同じ

ウ より具体的に理由を示すと、予備調査は法人の意思決定に重要な影響を及ぼす株主、代表取締役、役員に対して、個人情報や個人の事業活動についても調査を行っており、その情報が公になることで、個人情報や個人の事業活動に支障をきたし、個人の権利利益を害するおそれは否定できない。

また、サンシティが和歌山県特定複合観光施設設置運営事業における事業者公募に参加した際、予備調査資料の取扱いについては、本県が当該目的以外で使用することはなく、秘密は厳守するとの約束の下で提供いただいたものであり、これらの秘密情報を公にすると、本県に対する信頼は失墜し、今後の同種の公募等に対しても協力が得られなくなるなど、将来にわたって本県の事業の適正な遂行に支障を生ずる蓋然性が高い。

(6) クレアベストの予備調査結果

ア (1)のアと同じ

イ (1)のイと同じ

ウ より具体的に理由を示すと、法人の営業に関する情報であり、経営方針等内部管理に関する情報であって、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれは否定できないため、審査請求人の主張は当たらない。

第5 審議会の判断

当審議会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、第1条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審議会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

2 本件開示請求について

本件開示請求の内容は別紙(1)のとおりであり、本件開示請求に係る対象公文書は、サンシティの提案書、クレアベストの提案書、和歌山県特定複合観光施設設置運営事業辞退届、事業者提案審査会議事録、サンシティの予備調査及びクレアベストの予備調査結果である。

実施機関は、本件審査請求に係る処分について、条例第7条第4号に該当（クレアベストの提案書及び事業者提案審査会議事録については、第6号及び第7号にも該当）するとして、非開示又は部分開示とした処分を妥当であると主張していることから、当審議会はインカメラ審理を行い、次項以下のとおり非開示情報該当性について検討した。

3 本件処分の妥当性について

(1) 基準日

本件処分の妥当性については、処分日における事実関係を基礎として判断する。

(2) 条例第7条第4号、第6号及び第7号該当性について

ア 条例第7条第4号について

条例第7条第4号は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び地方公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」であって、「ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当する情報については、非開示とする旨規定している。

法人等が有する正当な権利利益は原則として開示することにより害されるべきではなく、事業を営む個人の当該事業に関する情報についても同様であるというのが、条例第7条第4号の趣旨である。

「権利」とは、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利一切を指し、「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位を指し、「その他正当な利益」とは、ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含むものとされ、「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の憲法上の権利の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する必要がある。

なお、この「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められるものである。

イ 条例第7条第6号について

条例第7条第6号は、「県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び地方公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報とするものである。

意思形成過程情報の中には、行政内部で十分、検討・協議がなされていない情報や精度の点検がなされていない情報などが含まれている場合がある。これらの情報をそのまま公開すると、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、行政内部の率直な意見交換を妨げたり、審議会等における意思決定の中立性を損なう場合があり、また県民に無用の誤解を与えて混乱を生じさせるなど県民生活に支障を及ぼしたり、特定の者に合理的な理由なく利益を与え、不利益を及ぼす場合もありうる。

このような事態を防止するため、意思形成過程の情報を公開することの公益性を考慮してもなお、意思形成等に及ぼす支障が看過しえない程度のものである場合には、これを公開しないことができるとするのが条例第7条第6号の趣旨である。

「不当」の判断については、当該情報の性質に照らし、公にすることによる利益と非開示にすることによる利益とを比較衡量してなされるべきである。

ウ 条例第7条第7号について

条例第7条第7号は、「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは地方公社が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報とし、アからオまでが「おそれ」として例示的に掲げられ、これらの「おそれ」以外については包括的に規定されている。

適正な遂行に支障を及ぼすおそれとは、実施機関の恣意的な判断を許容する趣旨ではなく、各規定の要件の該当性を客観的に判断する必要があり、また、事務又は事業がその根拠となる規定・趣旨に照らし、公益的な開示の必要性等の種々の利益を考量した上での「適正な遂行」と言えるものであることが求められる。また、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される。

エ 条例第7条第4号、第6号及び第7号該当性について

当該非開示情報に該当するかどうか、以下検討する。

(ア) サンシティの提案書

I R 事業は、特定複合観光施設区域整備法に基づき、都道府県等が設置運営事業等を行おうとする民間事業者を公募・選定の上、選定された民間事業者と共同して区域整備計画を作成・申請し、国土交通大臣が国内の3ヵ所を上限として認定することになっている。事業者は区域認定を受けることを目指しており、そのためには、事業者の提案内容は新規性、独創性が高く求められている。加えて、日本初のI R事業であり、日本国内に既存市場が存在せず、諸外国とも異なる日本独自の規制下での実施となり、一般化された相場や類似の比較対象がないことから、記載されている提案内容をまとめるためには、極めて高い専門性と知見・ノウハウが求められると考えられる。このような状況下において、提案者は長年の事業運営によって蓄積した独自のノウハウを駆使し、独自の着眼点と知見に基づき、膨大な時間と費用をかけて提案書を作成しているものと考えられる。これを公にすると、提案書を作成した事業者独自のノウハウが流出し、当該事業者の事業活動に支障を及ぼし、当該事業者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、条例第7条第4号アの非開示事由に該当すると認められる。

(イ) クレアベストの提案書

上記(ア)と同様の理由により、クリアベストの提案書は条例第7条第4号アに該当すると認められる。

ただし、本件処分を行う前に、実施機関はI R事業の優先権者候補としてクリアベストを選定し、その際、事業者提案の概要を公表している。そうすると、公表されている事業者提案の概要と同様の記載部分は、本件処分時において既に公にされていた情報（以下「公表情報」という。）といえる。よって、公表情報については、条例第7条第4号のおそれはなく、加えて条例第7条第6号及び第7号のおそれもない。

なお、実施機関は、提案内容に係る様式は審査料として1,000万円を納付した事業者にのみ守秘義務対象資料として開示し、その中で様式の体裁や項目、上限ページ数を規定しており、これらはアドバイザー契約を締結するE Y新日本有限責任監査法人などの幅広い分野からの専門的知見に基づく助言等を参考に作成した和歌山県オリジナルの様式であるため、項目やページ数なども開示できないと主張する。しかし、項目については、公表されている和歌山県特定複合観光施設設置運営事業審査講評における採点結果の提案項目の中項目とほぼ同じである。

したがって、様式の体裁やページ数はともかく、中項目ごとの表紙及び公表されている事業者提案の概要と同様の記載部分については、開示すべ

きである。

(ウ) 和歌山県特定複合観光施設設置運営事業辞退届

非開示部分は、サンシティグループホールディングスジャパン株式会社から提出された和歌山県特定複合観光施設設置運営事業辞退届に押印された代表者の印影である。当該印影は、これが押印された書類の記載事項の内容が真正であることを示す認証的機能を有する性質のものであると認められる。そのため、当該印影を公にすることにより、印影が偽造され悪用されることが考えられるなど、法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、条例第7条第4号アの非開示事由に該当すると認められる。

なお、他の開示文書にも代表者の印影があるが、いずれも条例第7条第4号アの非開示事由に該当すると認められる。

(エ) 事業者提案審査会議事録

事業者提案審査会は、優先権者等の選定に当たり、提案審査書類に対する審査を公平かつ公正に行うために設置されたものである。上記(ア)で記載のとおり、提案書は条例第7条第4号アの非開示事由に該当すると認められる。そうすると、この提案審査書類を審査する審査会の議事録にも当然、提案内容に関する記載が含まれるため、当該部分は条例第7条第4号アに該当する。また同時に、議事録の内容は、将来、県が国に申請する区域整備計画に関する情報を含んでおり、当該情報を開示することにより、素直な意見の交換が不当に損なわれるおそれや、他の自治体間とのIR誘致競争上の支障を及ぼすおそれがあること、議事の内容が公になることの利益があるとしても、それに比べると不利益が大きく、条例第7条第6号及び第7号に該当すると認められる。

ただし、IR事業については、本件処分前に、実施機関において資料提供やホームページへの掲載等により公にされている情報がある。これら公表情報に加え、本件処分における開示文書の中で既に開示済となっている情報及び議事進行・審議手続に関する一般的な情報については、条例第7条第4号、第6号及び第7号のおそれはなく、開示すべきである。

(オ) サンシティの予備調査及びクレアベストの予備調査結果

予備調査は法人の意思決定に重要な影響を及ぼす株主、代表取締役及び役員に関して調査を行っており、その結果は本件処分日を基準としてIR事業に関連するすべての事情から判断すると、非開示部分の情報が公になることで、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられ、条例第7条第4号アの非開示事由に該当すると認められる。

(カ) 小括

以上から、本件非開示部分のうち、条例第7条第4号、第6号及び第7号に該当しない別表1から4に掲げる部分については、開示すべきである。

4 結論

以上の理由により、当審議会は、冒頭「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

第6 答申に至る経過

年月日	審査の経過
令和4年5月9日	○諮問（実施機関）
令和4年6月20日	○審議
令和4年8月1日	○審議
令和4年9月28日	○実施機関からの説明及び意見聴取
令和4年11月14日	○審議
令和4年12月12日	○審査請求人の口頭意見陳述
令和5年2月20日	○審議
令和5年5月9日	○審議
令和5年7月10日	○審議
令和5年8月4日	○審議
令和5年9月4日	○審議
令和5年10月10日	○審議
令和5年11月7日	○審議
令和5年12月5日	○審議
令和6年1月15日	○審議
令和6年2月13日	○審議
令和6年3月11日	○審議

(調査審議を行った委員の氏名)

和歌山県情報公開・個人情報保護審議会第2部会

上岡美穂、小川高志、片山直子、惣谷恵

別表 1

クレアベストの提案書

審議会が開示すべきと判断した部分	判断理由
中項目（和歌山県特定複合観光施設設置運営事業審査講評における採点結果の中項目をいう。）ごとの表紙のページ	公表情報
<p>令和3年6月2日の記者発表資料「事業者提案の概要【クレアベスト】」の内容と同様の次の部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 1 番目の中項目 <ul style="list-style-type: none"> 「日本遺・・・遊都市」 「自然災・・・な都市」 「長期滞・・・の都市」 ● 3 番目の中項目 <ul style="list-style-type: none"> 「MIC・・・議場、」 「約 60・・・展示場」 「約 3,・・・場は、」 「展示場・・・ます。」 ● 4 番目の中項目 <ul style="list-style-type: none"> 「魅力増・・・設置。」 ● 6 番目の中項目 <ul style="list-style-type: none"> 「約 2,・・・すが、」 ● 7 番目の中項目 <ul style="list-style-type: none"> 「カナダ・・・ます。」 ● 10 番目の中項目 <ul style="list-style-type: none"> 「和歌山・・・です。」 ● 図面中の 2 ヲ所 <ul style="list-style-type: none"> 「「木の・・・型 IR」 「日本遺・・・都市」 「自然災・・・都市」 「癒し・・・都市」 	公表情報
令和3年6月2日の記者発表の資料「事業者提案の概要【クレアベスト】」の「イメージパース① 全景」及び「イメージパース② 木立の森」と同一のイメージ図	

別表2

- ※ 行数：上からの数、表題・項目名・フッターを含み、空白行は除く。
 字数：句読点、空白及び記号を含む。() 及び「」はそれぞれ1文字とする。
 判断理由：①公表情報
 ②本件処分で開示済の情報
 ③議事進行・審議手続に関する一般的な情報

第1回事業者提案審査会議事録

項目名	審議会が開示すべきと判断した部分		判断理由
	頁	行・字数	
【冒頭説明】	2	20行目～25行目及び27行目～36行目	①、②、③
	3	1行目～9行目18文字目、9行目35文字目～10行目10字目、14行目38字目～18行目21字目、22行目11字目～35行目及び38行目～39行目	①、②、③
	4	1行目～11行目及び13行目～14行目	①、②、③
【1（ア）コンセプト】	1	3行目2文字目～15文字目及び4行目～5行目35文字目	①
	2	30行目2文字目～14文字目及び31行目～32行目34文字目	①
	5	20行目2文字目～14文字目及び21行目～22行目36文字目	①
	6	34行目～35行目	③
	7	1行目～5行目	③
	8	27行目27文字目～36行目35文字目	③
	9	12行目2文字目～14文字目及び13行目～14行目38文字目	①
	11	10行目2文字目～14文字目及び11行目～12行目7文字目	①
	12	6行目2文字目～14文字目及び7行目～8行目17文字目	①
【1（イ）エリアマネジメント】	1	3行目2文字目～11文字目及び4行目～9行目6文字目	①
	2	22行目～23行目	③
	3	8行目5文字目～36文字目、10行目2文字目～11文字目及び10行目25文字目～12行目	①、③

	4	27 行目～30 行目	①
	5	12 行目、14 行目 2 文字目～11 文字目及び 15 行目～18 行目	①、③
	6	24 行目～25 行目及び 35 行目 5 文字目～36 文字目	③
	7	2 行目 2 文字目～11 文字目及び 3 行目～5 行目	①
	8	5 行目～6 行目及び 30 行目～34 行目	①、③
	9	6 行目、8 行目 2 文字目～11 文字目及び 9 行目～11 行目	①、③
	11	12 行目 5 文字目～13 行目	③
【2 (ア) MICE 施設】	1	3 行目 2 文字目～11 文字目及び 4 行目～6 行目	①
	2	1 行目 2 文字目～11 文字目、2 行目～5 行目、30 行目 2 文字目～11 文字目及び 31 行目～33 行目	①
	4	12 行目 2 文字目～11 文字目及び 13 行目～15 行目	①
	6	10 行目 2 文字目～11 文字目及び 11 行目～12 行目	①
【2 (イ) 魅力増進施設】	1	3 行目 2 文字目～11 文字目及び 4 行目～5 行目 24 文字目	①
【2 (ウ) 送客施設】	1	3 行目 2 文字目～11 文字目、4 行目～5 行目、16 行目 2 文字目～11 文字目、17 行目～18 行目、36 行目 2 文字目～11 文字目及び 37 行目	①
	2	1 行目～2 行目	①
	3	5 行目～6 行目、8 行目、10 行目～13 行目、15 行目 2 文字目～11 文字目及び 16 行目～17 行目	①、③
	4	7 行目～8 行目、23 行目～25 行目、27 行目 2 文字目～11 文字目及び 28 行目～30 行目	①、③
	5	21 行目～22 行目及び 26 行目～27 行目	③
【2 (エ) 宿泊施設】	1	3 行目、4 行目 23 文字目～7 行目、9 行目～12 行目 14 文字目、23 行目～24 行目 11 文字目及び 25 行目～27 行目	①、③

	2	6行目2文字目～12文字目及び7行目～9行目	①、③
	4	16行目～19行目33文字目	③
	6	16行目	③
【2（オ）カジノ施設】	1	3行目2文字目～11文字目及び4行目～6行目	①
【2（カ）来訪滞在施設】	1	3行目2文字目～11文字目及び4行目～7行目	①
	2	10行目2文字目～13文字目、12行目、14行目2文字目～11文字目及び15行目～16行目	①、③
	3	5行目21文字目～6行目、8行目、10行目～11行目、13行目2文字目～11文字目及び14行目～16行目	①、③
	4	2行目～4行目、6行目及び8行目～9行目	③
【2（キ）付帯事業】	1	3行目2文字目～11文字目及び4行目～7行目	①
	3	32行目～33行目	③
	4	1行目～2行目、4行目2文字目～11文字目及び5行目～6行目	①、③
	5	6行目～7行目、9行目～10行目、12行目2文字目～11文字目及び13行目～14行目	①、③
	6	13行目～14行目及び16行目～17行目	③
【3（ア）事業運営能力】	1	3行目2文字目～15文字目及び4行目～5行目	①
	4	23行目～24行目	③
	6	19行目8文字目～20行目、22行目2文字目～14文字目及び23行目～24行目	①、③
	7	25行目～26行目、28行目～29行目、31行目2文字目～14文字目及び32行目	①、③
	8	1行目	①
	9	25行目2文字目～12文字目及び26行目32文字目～27行目	③
	10	20行目～21行目、23行目2文字目～14文字目及び24行目～25行目	①、③

	15	12行目～13行目、15行目2文字目～14文字目及び16行目～17行目	①、③
	16	18行目～19行目	③
【3（イ）雇用、人材確保、人材育成】	1	3行目2文字目～14文字目、3行目29文字目～4行目及び6行目～8行目	①、③
	2	5行目2文字目～16文字目及び6行目～8行目	①
【4（ア）ギャンブル依存症対策】	1	3行目2文字目～13文字目及び4行目～10行目	①
	2	13行目～14行目、16行目、18行目～22行目、24行目2文字目～11文字目及び25行目～27行目	①、③
	3	18行目～19行目及び25行目～26行目	③
【4（イ）治安対策等】	1	3行目2文字目～11文字目、4行目～6行目及び32行目～33行目	①
	3	16行目2文字目～11文字目及び17行目～18行目24文字目	①
	4	2行目2文字目～11文字目及び3行目～4行目	①

別表 3

- ※ 行数：上からの数、表題・項目名・フッターを含み、空白行は除く。
 字数：句読点、空白及び記号を含む。() 及び「」はそれぞれ1文字とする。
 判断理由：①公表情報
 ②本件処分で開示済の情報
 ③議事進行・審議手続に関する一般的な情報

第2回事業者提案審査会議事録

項目名	審議会が開示すべきと判断した部分		判断理由
	頁	行・字数	
01 事前説明等 (9:30～)	2	22 行目～23 行目	②、③
	3	10 行目～11 行目	③
	4	18 行目～20 行目及び 28 行目～29 行目 29 文字目	③
	6	10 行目～13 行目及び 27 行目～28 行目	②、③
	9	9 行目～10 行目及び 16 行目～19 行目	②、③
	15	15 行目～20 行目及び 22 行目～26 行目	②、③
02 クレアベスト：プレゼン (10:27～)	2	23 行目～24 行目 8 文字目、25 行目 2 文字目～8 文字目、27 行目 9 文字目～31 文字目、28 行目～31 行目 4 文字目、32 行目 2 文字目～10 文字目、34 行目 14 文字目～26 文字目、36 行目 2 文字目～10 文字目及び 38 行目 2 文字目～12 文字目	①
	3	4 行目 39 文字目～8 行目 31 文字目	①
	10	13 行目 20 文字目～14 行目 27 文字目	①
06 総括：振り返り (15:45～)	1	15 行目 7 文字目～16 行目 19 文字目及び 22 行目 22 文字目～24 行目を除く全部	③
	5	24 行目	③

別表 4

- ※ 行数：上からの数、表題・項目名・フッターを含み、空白行は除く。
 字数：句読点、空白及び記号を含む。() 及び「」はそれぞれ 1 文字とする。
 判断理由：①公表情報
 ②本件処分で開示済の情報
 ③議事進行・審議手続に関する一般的な情報

第 3 回事業者提案審査会議事録

審議会が開示すべきと判断した部分		判断理由
頁	行・字数	
2	4 行目 32 文字目～5 行目 29 文字目、24 行目 23 文字目～25 行目 及び 36 行目 8 文字目～39 行目 5 文字目を除く全部	①、②、③
3	1 行目～5 行目及び 7 行目～8 行目 16 文字目	②、③
4	6 行目～8 行目、10 行目～11 行目及び 24 行目～25 行目 38 文字 目	①
5	4 行目～8 行目 21 文字目、28 行目～32 行目、34 行目 2 文字目～ 18 文字目及び 36 行目	①
6	1 行目～3 行目 14 文字目	①
7	2 行目	③
8	33 行目	③
9	2 行目 2 文字目～17 行目、4 行目～7 行目 15 文字目、25 行目～ 27 行目、29 行目 2 文字目～11 文字目及び 30 行目～33 行目 9 文 字目	①、③
10	21 行目～23 行目	③
11	7 行目、9 行目 2 文字目～18 文字目及び 11 行目～14 行目 10 文 字目	①、③
12	29 行目及び 31 行目 2 文字目～11 文字目	①、③
13	1 行目～3 行目 32 文字目、18 行目～19 行目及び 25 行目～26 行 目	①、③
14	3 行目 2 文字目～15 文字目、4 行目～9 行目及び 35 行目	①、③
15	8 行目、22 行目～23 行目、25 行目 2 文字目～11 文字目及び 26 行目～27 行目	①、③
16	12 行目及び 34 行目	③
17	1 行目、3 行目 2 文字目～11 文字目、4 行目～7 行目及び 26 行 目	①、③

18	5行目～6行目、8行目2文字目～11文字目、8行目25文字目～10行目及び36行目	①、③
19	12行目～13行目、15行目2文字目～11文字目及び16行目～18行目	①、③
21	8行目～9行目	③
22	3行目2文字目～11文字目、4行目～6行目、28行目～29行目、31行目～32行目、34行目2文字目～11文字目及び35行目	①、③
23	1行目～3行目5文字目、26行目～27行目、29行目～30行目、32行目2文字目～11文字目及び33行目～35行目20文字目	①、③
24	28行目～29行目	③
25	9行目～10行目、12行目2文字目～11文字目及び13行目～16行目5文字目	①、③
26	6行目～7行目、18行目～19行目、21行目2文字目～11行目及び22行目～25行目14文字目	①、③
27	9行目～10行目及び18行目～19行目	③
28	3行目2文字目～11文字目及び4行目～8行目11文字目	①
29	8行目～9行目及び22行目～23行目	③
30	3行目2文字目～11文字目、4行目～5行目、23行目～24行目、26行目～27行目、29行目2文字目～11文字目及び30行目～31行目	①、③
31	18行目～19行目、21行目～22行目、24行目2文字目～11文字目及び25行目～27行目	①、③
32	8行目～9行目、11行目～12行目、14行目2文字目～19文字目及び15行目～16行目	①、③
33	12行目～13行目	③
35	1行目、3行目2文字目～35文字目、5行目～7行目及び35行目～36行目	①、③
36	4行目～5行目	③
37	4行目～7行目	①
38	16行目	③
40	30行目～31行目及び33行目～34行目	①、③
41	30行目～31行目	③
43	2行目～3行目、4行目2文字目～11文字目、5行目～7行目及び27行目～29行目	①、③
44	4行目～7行目	①

45	2行目～3行目及び10行目～11行目	③
46	15行目～16行目	③
47	3行目2文字目～11文字目及び4行目～7行目	①
48	5行目、26行目、28行目2文字目～11文字目及び29行目～30行目	①、③
49	17行目～19行目、21行目2文字目～11文字目及び22行目～24行目	①、③
50	9行目～10行目	③
51	3行目2文字目～11文字目及び4行目～7行目	①
52	6行目～7行目及び29行目	③
53	4行目～5行目、7行目2文字目～11文字目、8行目～9行目及び34行目～35行目	①、③
54	2行目2文字目～11文字目、3行目～4行目及び23行目～24行目	①、③
55	3行目2文字目～23文字目及び5行目～9行目	①
58	6行目、8行目、10行目2文字目～11文字目、11行目～12行目及び32行目	①、③
59	2行目、4行目2文字目～11文字目及び5行目～7行目	①、③
60	4行目、6行目、8行目2文字目～11文字目及び9行目～13行目	①、③
61	31行目	③
62	12行目、14行目、16行目2文字目～11文字目及び17行目～19行目	①、③
63	14行目	③
64	5行目及び7行目	③
65	3行目2文字目～11文字目及び4行目～7行目20文字目	①
66	13行目、15行目、17行目2文字目～11文字目及び18行目～20行目33文字目	①、③
67	9行目及び11行目	③
68	3行目2文字目～11文字目及び5行目～9行目	①
69	2行目、4行目、6行目2文字目～11文字目、7行目～8行目、31行目及び33行目	①、③
70	2行目2文字目～11文字目、3行目～5行目、28行目及び30行目	①、③

71	3行目2文字目～11行目、4行目～6行目、31行目～32行目及び34行目～35行目	①、③
72	2行目2文字目～10文字目、3行目～6行目、31行目～32行目及び34行目～35行目	①、③
73	2行目2文字目～10文字目及び3行目～5行目	①
74	6行目～7行目、9行目～10行目、12行目2文字目～10文字目及び13行目～15行目	①、③
75	16行目及び19行目～20行目	③
91	5行目28文字目～6行目26文字目、7行目～8行目、15行目30文字目～17行目及び18行目2文字目～28文字目	①、③

別紙

(1) 本件開示請求の内容

請求日	請求内容
令和3年6月27日	カジノを含む和歌山県IRについて <ul style="list-style-type: none"> ・ クレアベスト及びサンシティの提案書一式 ・ サンシティの辞退届 ・ 3回行ったとする提案審査会の議事録 ・ 和歌山県が行ったとする予備調査の実施内容や結果がわかるすべての資料

(2) 令和3年8月27日付け企画第06280001号による非開示決定

公文書の名称	開示しない理由
クリアベストの提案書	条例第7条第4号ア該当 法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
サンシティの提案書	条例第7条第4号ア該当 法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
	条例第7条第7号柱書該当 県が行う特定複合観光施設設置運営事業に関する情報であって、将来、県が国に申請する区域整備計画に関する情報を含んでおり、公にすることにより、他の自治体との競争をする上で事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
	条例第7条第6号該当 県が行う特定複合観光施設設置運営事業に関する情報であって、将来、県が国に申請する区域整備計画に関する情報を含んでおり、公にすることにより、素直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがある。

(3) 令和3年8月27日付け企画第06280001号による部分開示決定

公文書の名称	開示しない部分	開示しない理由
和歌山県特定複合観光施設設置運営事業辞退届	法人の代表者の印影	条例第7条第4号ア該当 法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
第1回事業者提案審査会議事録 第2回事業者提案審査会議事録 第3回事業者提案審査会議事録	事業者の提案内容の審査に関わる内容	<p>条例第7条第4号ア該当 法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。</p> <p>条例第7条第7号柱書該当 県が行う特定複合観光施設設置運営事業に関する情報であって、将来、県が国に申請する区域整備計画に関する情報を含んでおり、公にすることにより、他の自治体との競争をする上で事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p> <p>条例第7条第6号該当 県が行う特定複合観光施設設置運営事業に関する情報であって、将来、県が国に申請する区域整備計画に関する情報を含んでおり、公にすることにより、素直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがある。</p>
サンシティの予備調査	法人の代表者の印影	条例第7条第4号ア該当 法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。

		て、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
	資本関係図	条例第7条第4号ア該当 法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
	サンシティと資本関係にある非上場会社の会社名	条例第7条第4号ア該当 法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
	会社の基本情報	条例第7条第4号ア該当 法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
	規制当局からの書面等通知報告書	条例第7条第4号ア該当 法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
	サンシティからの回答	条例第7条第4号ア該当 法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
	犯罪記録を求めた者の氏名と備考	条例第7条第4号ア該当 法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。

		て、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
	サンシティの回答 (非開示部分)に付随する添付資料	条例第7条第4号ア該当 法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
	役員名簿	条例第7条第4号ア該当 法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
	サンシティからの回答を受けての再質問に関する添付資料	条例第7条第4号ア該当 法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
クレアベストの予備調査結果	資本関係図の保有持ち株数	条例第7条第4号ア該当 法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
	PG family 2011 Trust (グプタ・ファミリー2011 信託) の委託者と受託者	条例第7条第4号ア該当 法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。